

ぎふの木で家づくり協力工務店認定要領

平成23年2月24日県流第844号
平成31年1月23日県流第662号一部改正
令和3年3月24日県流第839号一部改正
令和4年3月30日県流第655号一部改正
令和4年7月1日県流第235号一部改正

(趣旨)

第1条 この制度は、岐阜県産材を利用して住宅を建築する工務店を「ぎふの木で家づくり協力工務店(以下、「協力工務店」という。)」として岐阜県が認定することにより、県産材住宅の建設を一層促進し、県産材の需要拡大及び県内の森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

(申請資格)

第2条 協力工務店の申請資格は、次の各号すべてに該当することとする。

- (1) 別表1に掲げる事業の補助対象となった住宅を施工した者
- (2) 県が作成し県民へ公開する認定者名簿(別記様式1)に、連絡先等の情報公開を承諾する者

(認定申請及び認定書の交付)

第3条 認定を受けようとする者は、ぎふの木で家づくり協力工務店認定申請書(別記様式2)を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定者に対し、認定証(別記様式3)を交付するものとする。

(有効期間等)

第4条 認定の有効期間は、認定があった日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認定期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期間満了の30日前までに、認定期間延長申請書(別記様式4)を知事へ提出するものとする。

3 認定者は、認定の有効期間内であっても、認定を辞退したい場合は、認定辞退届(別記様式5)を知事に提出するものとする。

(認定者名簿への登録・抹消)

第5条 知事は、協力工務店の連絡先等を認定者名簿に登録する。

2 知事は、協力工務店としてふさわしくない行いがあった者について、認定証等を返還させ、認定者名簿から削除することができる。

3 知事は、協力工務店が次の各号に該当する場合には、認定者名簿から抹消するものとする。

- (1) 認定の有効期間を経過した場合
- (2) 認定者から認定辞退届が提出された場合
- (3) 認定者が廃業した場合

(変更の届出)

第6条 協力工務店は、認定者名簿に記載された事項に変更があったときは、認定者名簿

の記載事項変更届（別記様式6）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届により認定証等の記載内容に変更が生じた場合は、認定者名簿を更新するものとする。

（協力工務店の責務）

第7条 協力工務店は、「ぎふの木で家づくり協力工務店」の名称及びマーク等を有効に活用し、県産材のPRを行うものとする。

（県の責務）

第8条 県は、協力工務店の情報を県民に対して公開し、県産材を積極的に利用する事業者であることを広報するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年2月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から適用する。

別表1（第2条第2項関係）

- ・ぎふの木で家づくり支援事業
- ・ぎふの木で内装木質化支援事業
- ・ぎふの木で家づくりローン支援制度
- ・住宅用県産材高騰対策緊急支援事業

参考：「ぎふの木で家づくり協力工務店」マーク

パターン1



パターン2

